

# 医療機関窓口における一部負担金等の免除について

令和元年 11 月 19 日

このたびの令和元年台風 19 号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、厚生労働省保険局保健課より健康保険組合に対し、保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて要請があり、当健保組合におきましても下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

## 1. 一部負担金等免除の取扱い

下記「2」の対象となる方の、保険医療機関等での一部負担金等につきましては、申請により交付される「健康保険一部負担金等免除証明書」を保険医療機関等の窓口で提示することにより、免除対象期間に係る有効期限内の受診に対し一部負担金の支払いを免除いたします。

## 2. 免除対象者の要件

次の（1）と（2）のいずれにも該当する方

（1）令和元年 10 月 12 日に令和元年台風 19 号に係る災害救助法の適用市町村に住所を有していた被保険者又は被扶養者（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）

※令和元年台風 19 号に係る災害救助法の適用市町村は[こちら](#)（※内閣府ホームページ）

（2）令和元年台風 19 号を原因として、下記のいずれかに該当する方

- ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 3. 免除対象期間

令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 1 月 31 日までの診療、調剤及び訪問看護

## 4. 免除の申請方法

「健康保険一部負担金等免除申請書」を当健保組合に提出することにより、「健康保険一部負担金等免除証明書」を発行いたします。

## 5. 一部負担金等の還付について

免除対象期間において、既に支払った一部負担金等については、「健康保険一部負担金等還付申請書」を当健保組合に提出することにより還付を受けることができます。

各種届出書や添付書類について詳しくは、当健保組合業務課宛てお問い合わせください。

東京都自動車整備健康保険組合  
問合先 03-3432-2401  
担当 業務課